

○議長（小林哲雄）

再開いたします。

午後 1 時 3 0 分

○議長（小林哲雄）

日程第 4 陳情第 3 号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出についての陳情を議題といたします。この件につきましては、6 月 1 1 日付けで教育民生常任委員会委員長から審査結果の報告があったものです。なお、議長の判断で、傍聴の方の利便に配慮する必要があると認め、議場内で手話通訳をお願いしております。

では、報告書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（加藤順一）

朗読いたします。平成 2 6 年 6 月 1 1 日、開成町議会議長、小林哲雄様。

教育民生常任委員会委員長、菊川敬人。

陳情審査の報告について。

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、開成町議会会議規則第 9 2 条第 1 項の規定により報告いたします。

記、受理番号、第 3 号、受理年月日、平成 2 6 年 5 月 1 日。

陳情者の住所及び氏名、南足柄市荏野 1 9 7 番地、足柄上郡ろうあ福祉協会、会長、矢野忠雄。

件名、「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出についての陳情。

審査の結果、採択とすべきもの。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

教育民生常任委員会委員長に報告を求めます。

菊川委員長。

○1 番（菊川敬人）

それでは、報告をいたします。教育民生常任委員会委員長、菊川敬人。

平成 2 6 年開成町議会第 1 回定例会 5 月会議において、当委員会に審査が付託されました。陳情第 3 号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出について、当委員会の審査経過と結果を報告いたします。

本陳情の趣旨は、手話は音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使ええる言語として普及させるため、「手話言語法（仮称）」を制定してほしいとのものであります。

当委員会では、6 月 1 1 日に委員会を開催し、まず、町担当部局である福祉課から、障害者権利条約、障害者基本法など、手話にかかわる法律や、法令や、ろう者教育、あるいは町のろう者に対する対応の現状と課題について、詳細な説明を受け

る。質疑を行い、委員の本件に関する認識を共有した上で、慎重に審査を行いました。その結果、現在、町ではろう者に対し、筆談で対応しており、手話は活用されていない。障害者基本法はあるが、手話を言語とする規定がない。手話言語法は全国的な問題として捉えるべきである。防災緊急時などの有事の際、ろう者に対し、情報伝達に対する配慮が不足しがちである。などが懸念要因として抽出されました。

また、厚生労働省が調査した、平成18年度身体障害者実態調査では、聴覚、言語障害者は、全国推計34万3,000人であるとされていますが、ろう学校では、国際法に基づき、長年手話を禁止し、講話法による教育を強要してきたため、教育をはじめ、社会生活でも意思の疎通がはかりづらくなっている現状があります。

我が国では、2011年8月に改正障害者基本法により、障害者へ意思疎通、その他の手段として、可能な限り手話を選択できる機会が確保されたところでありますが、基本法が改正されても、学校で手話ができる先生は少ないことなども、今後の大きな課題であります。

以上のことから、当委員会では、人は生まれながらにして平等であることは、日本国憲法で保障されています。よって、ろう者が自由に言語として手話が使え、音声言語と対等な言語として認められることを願い、全員一致で本陳情を採択すべきものとしたしました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番議員、高橋です。ただいま委員長から陳情審査の報告を受けました。今回の審査の結果、採択すべきものという結論、委員会全員で決めたということについては理解をしているところでございます。

ご承知のように、今回の陳情の手話言語法、仮称ですけれども、この制定の意見書を求めている。これは今のお話の中でも当然の状況だと思っているところです。

委員会として、町の福祉課から手話に係る現状について、説明を受けたと。こういうお話がございましたけれども、やはり今回は議会サイドでも意見が、陳情出されて、審議をしているわけですが、行政サイドからも、いわゆる言語法の仮称の制定を求める、こういったことについて、働きかけをされたほうがいいんじゃないかなと強く感じるところでございます。行政の福祉を中心に、現状の福祉、そして、陳情者が求めている内容を含めて、あらゆる議会、行政を含めて、陳情への採択を受けた働きかけ、この辺のところが説明を受けただけで、行政のほうから、何かこれに関して説明があったかどうか、あわせて審査の状況を含めてお願いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

菊川委員長。

○1 番（菊川敬人）

それでは、お答えいたします。まず、先ほど申しましたように、委員会としては、町の現状について把握しようということと、それとあと、委員間の共通認識が当初の狙いでありました。町のほうからも、先ほど申しましたように、現状としては、手話通訳者がいないために、筆談で応答しているということでございました。そういった話の中で質疑を繰り返しまして、町部局としても、実際、筆談だけでは対応できない部分があるということで、今後の一つの課題であるという認識を持っておられるということは認識いたしました。その点については、委員と福祉課長と部長だったんですが、率直に話ができたのかなと感じております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

8 番、山田貴弘議員。

○8 番（山田貴弘）

8 番、山田貴弘です。このたびの陳情について、当然これは手話言語法という仮称にはなりますが、このような文言を制定していくことについては、時代の流れであり、皆様がちゃんと生きているという実感を置けるような状況をつくっていかなくちゃいけないというのは、当たり前のことだと思っております。

教育民生常任委員会では、開成町について現状を調査したところであると思えます。現状で開成町では、どのような実態になるのか、このたびの調査でされているのかどうか。当然、これは町だけの問題ではなくて、今日の傍聴でいえば、他町からも来ているという状態の中で、当然、これは予算確保の問題も出てきていますので、言語法の仮称を制定することを採択しただけでは、これは絵に描いた餅になってしまいますので、予算を含めた中で確率的に手話通訳の方を常時招いてというのですか。重要な施策の展開なんかをするときなんかも、そういうところに予算を投入するんだよという裏付けなんかも、委員会の中で調査をしたのかどうか。そこら辺、報告をお願いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

菊川委員長。

○1 番（菊川敬人）

一つは委員会の中でも手話通訳者をお願いしてあります。本日もそうなんですが、この件に関しては、福祉課のほうで、そういった予算が別に持っているということです。福祉課のほうから、これは予算対応していただいています。

それから、今後に向けて、通訳者が必要になるということであれば、別途、予算を確保しなくちゃいけないですね、という話は出しています。それとあと、現状の町の状況です。実際、ろう者の方が何名いるかというところは、詳細については、まだ、町としても数字をつかみ切れていないということの返事をいただいております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

8 番、山田議員。

○8 番（山田貴弘）

8 番、山田貴弘です。町の障害別状況というのは、町では把握されていると思います。これについては、聴覚、要するに耳の不自由な方もいれば、しゃべれないだけという人もいますので、そこら辺の実態というものを、何せ今回の陳情というのは、手話言語法の仮称について認める陳情なんですけれども、そこら辺は大きく捉えた中で、実態把握というのをした中でやっていかなければ、先っぽだけやって、やりましたでは、これは充実していきませんので、障害者の方というのは、言葉のしゃべれない人だけではないので、今回の行動を皮切りに、いろいろな人に心のバリアフリーというのですか、そういうものを広げるために、もうちょっと視野を広げた中で、現状把握をしながら、町の施策の中に導入して、よりよいまちづくりにしていってもらいたいということを今回の教育民生常任委員会での調査報告をされた中では大変いい展開のほうでいっているようですので、さらに充実した調査を今後ともやっていってもらいたいというところで、よろしく願いいたします。

○議長（小林哲雄）

菊川委員長。

○1 番（菊川敬人）

まさしく山田議員の言われるとおりだと思います。委員会の中でもそういったような話が出ておりまして、例えば、生まれつきしゃべれない人、あるいは高齢者になってしゃべれなくなった人、そういう人はどういうふうに手話が対応できるのかなという質問等も出ておりました。ですから、もう少し広い形の手話等については、これからはもう少し現況、研究等を進めていかなきゃいけないのかなという感じがいたしました。今回はこういう陳情をいただきましたので、これを機に教育民生常任委員会としても、もう少し幅広い調査をする必要があるんじゃないかなと感じております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

陳情第3号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出についての陳情

に対する委員長の報告は、採択すべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(小林哲雄)

起立全員です。したがって、陳情第3号「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出についての陳情は、委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。

暫時休憩といたしますが、着席のまま、お待ちください。

午後1時15分

○議長(小林哲雄)

再開いたします。

午後1時15分

○議長(小林哲雄)

ただいま菊川敬人議員ほか3名から、「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出についての発議案が提出されました。

お諮りします。この発議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(小林哲雄)

異議なしと認めます。発議第2号「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程表と発議案を事務局に配付させます。

追加日程第一発議第2号「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明を提出議員に求めます。

菊川敬人議員。

○1番(菊川敬人)

それでは、朗読いたします。発議第2号「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、開成町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成26年6月27日提出、提出者、開成町議会議員、菊川敬人。賛成者、開成町議会議員、下山千津子、同、吉田敏郎、同、前田せつよ。

次ページをお願いします。

「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書(案)。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの

音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の第2条には、「手話は言語」であることが明記されている。

日本政府は、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年に改正された「障害者基本法」の第3条には、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定めた。また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けている。

これらの理念や制度が、実際の生活に生かされるようにするため、手話が音声言語と対等な言語であることが広く国民に理解され、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

よって、国におかれては、上記内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日、衆議院議長、伊吹文明様。参議院議長、山崎正昭様。内閣総理大臣、安倍晋三様。総務大臣、新藤義孝様。文部科学大臣、下村博文様。厚生労働大臣、田村憲久様。

神奈川県開成町議会議長、小林哲雄。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

発議第2号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。

意見書の（案）の字を消していただきたいと思います。

日程に戻ります。しばらくお待ちください。では続けます。